

I

防災ボランティアセンターの設置

日本赤十字社が行う防災ボランティア活動を円滑に推進するための拠点として「防災ボランティアセンター」を設置する。

その運営を行うために必要な事項は以下のとおりである。

防災ボランティアセンターとは、災害発生後、被災地における民間（広義のボランティア：専門家、団体、企業、個人のすべての「人材、資器材、資金、場所、知恵」）の救援活動を調整し、防災ボランティア活動の効率化と防災ボランティアの安全確保、更には行政各機関との協力体制を整えることを目的とし、実際の運営は防災ボランティアを中心に行う。

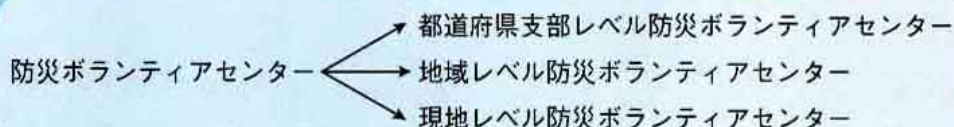
また、その活動は地元の自立した組織による復興活動が始まることによって、その使命を終了するもので、その時点で後方支援体制の必要が生じる場合は、新たにその目的に応じた組織を形成するものである。

1 防災ボランティア
センターの定義

2 設 置

日本赤十字社各支部災害救護実施対策本部（以下、支部災対本部という）は、災害の規模等を考慮したうえで、防災ボランティアセンターの設置を決定し、その設置と運営を防災ボランティアリーダー、または防災ボランティア地区リーダーに要請する。

災害の規模等によっては、個々の被災地それぞれに活動拠点となる防災ボランティアセンターを設置することにより、広域的な防災ボランティア活動の連絡調整が可能となる。

3 防災
ボランティアセンタ
ーの種類（役割）

(1) 都道府県支部レベル並びに現地レベル防災ボランティアセンター

防災ボランティアセンターは、災害の規模等によりその役割を分担したうえで活動することが望ましい。また、実際の防災ボランティア活動の連絡調整に当たる現地レベル防災ボランティアセンター（いわゆる活動拠点）が掌握可能なエリアは、比較的狭い範囲にとどまることを想定していなければならない。

被災地域が複数の市区町村にわたる広域大規模災害の場合は、都道府県支部レベルの防災ボランティアセンターを連絡調整の起点とし、実際の活動拠点となる複数の現地レベル防災ボランティアセンターを設置することを念頭に置く必要がある。

(2) 地域レベル防災ボランティアセンター

同一市区町村内に複数の活動拠点となる現地レベル防災ボランティアセンターが設置される場合には、状況に応じて市区町村単位の地域レベル防災ボランティアセンターを中間センターとして設置し、市区町村災対本部との連携を図ることが必要である。

(3) 都道府県支部レベル防災ボランティアセンターの代行

被災地域内に都道府県支部が含まれ、一時的に被災地の支部災対本部機能が麻痺するような状況下では、都道府県支部レベル防災ボランティアセンターを隣接支部が代行し、設置・運営することが必要な場合もある。

〔都道府県支部レベル防災ボランティアセンター〕

被災地外に設置し、ボランティア活動にかかる全情報を一元的に収集発信し、被災地に入る防災ボランティアに対する情報提供や保険加入手続き等を行うことを主たる目的とした防災ボランティアセンター。

運営は防災ボランティアリーダーを中心に行い、地域レベル・現地レベルに設置した防災ボランティアセンターとの連絡調整並びに支援活動に当たる。

〔地域レベル防災ボランティアセンター〕

広域的な災害の場合に市区町村単位で被災地内に設置し、被災地における情報提供や保険加入手続き等、地域内で行われる防災ボランティア活動の総合的なコーディネートを行う。

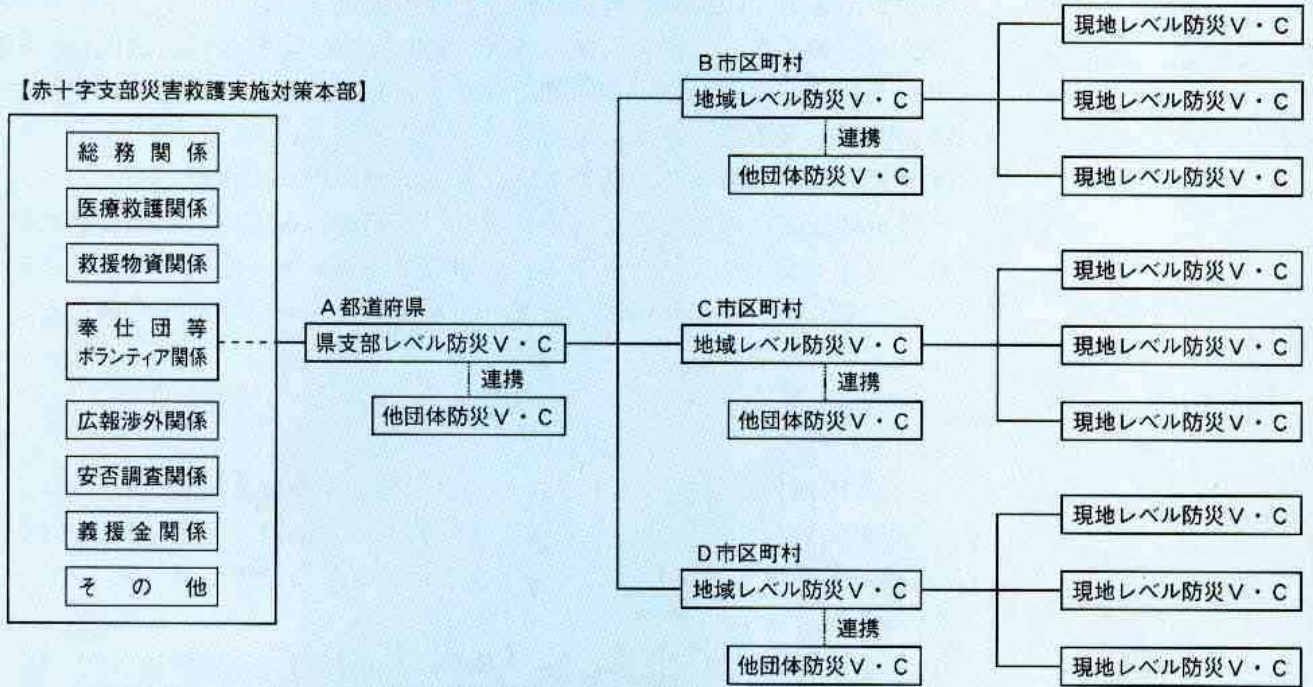
運営は防災ボランティアリーダーまたは防災ボランティア地区リーダーを中心に行い、現地レベルに設置した防災ボランティアセンターとの連絡調整並びに支援活動に当たるとともに、所管するエリア内での防災ボランティア活動に関する連絡調整を行う。

〔現地レベル防災ボランティアセンター〕

被災地内に設置し、防災ボランティア活動に関する連絡調整を行うことを主とした防災ボランティアセンター。

運営は防災ボランティア地区リーダーを中心に行う。

防災ボランティアセンター構成図



* 支部災害対策本部は、標準的な構成を示すものである。

* 構成図は、被災地が複数の市区町村にわたる広域大規模災害を示すもので、災害規模等により避難所あるいは地域に、現地レベルのセンターを拠点として設置し、そこが地域レベル防災V・Cを兼ねることもある。

4 設置場所

(1) 都道府県支部レベル防災ボランティアセンター

① 支部並びに各施設等

② 交通の利便性を考慮した被災市区町村関連施設または公共施設等

(2) 地域レベル防災ボランティアセンター

① 被災市区町村関連施設または公共施設等

② 被災市区町村役場内、あるいは被災市区町村役場隣接区域

③ 被災地内（天幕等を使用し、仮設する場合）

(3) 現地レベル防災ボランティアセンター

① 被災市区町村関連施設または公共施設等

② 被災地内（天幕等を使用し、仮設する場合）

③ 避難所内、あるいは避難所隣接区域

* 特に、地域レベル並びに現地レベルの防災ボランティアセンターの設置は、災害の規模、範囲並びに被災地の状況、予想されるボランティア活動内容を考慮し、支部災害対策本部、現地災害救護実施対策本部（以下、現地災害対策本部という）、被災市区町村災害救護実施対策本部（以下、市区町村災害対策本部という）もしくは他団体の設置する防災ボランティアセンターと協議し、設置場所を決定する。

5 防災ボランティアセンターのまとめ役

防災ボランティアセンターの設置並びに運営に当たっては、防災ボランティアセンターの総合的なまとめ役として、防災ボランティアセンター長を置く。

防災ボランティアセンター長は、組織としての指揮、命令権を有する支部災対本部長とは異なり、あくまでも連絡調整会議等における調整役として防災ボランティアセンターの運営に当たるものとする。

防災ボランティアセンター長には、コーディネートに関する研修を受けた防災ボランティアリーダーまたは防災ボランティア地区リーダー、もしくは赤十字の災害救護活動に関する知識と経験を有し、グループ活動を日常から行っている各種赤十字奉仕団委員長等が担当することが望ましい。

6 組織

防災ボランティアセンターを運営するために、災害の規模及び被災地の状況、予想されるボランティア活動内容を考慮し、必要に応じて係を設けるものとする。

また、防災ボランティアセンターの運営に必要な連絡調整の場として、連絡調整会議を開催する。

この会議は、各係の代表をもって構成するものとするが、特に都道府県支部レベル防災ボランティアセンターにあっては、各種奉仕団委員長等を含めた連絡調整の場として位置づけることも必要である。

なお、日本赤十字社以外の団体に所属するコーディネーターや被災者代表との共同運営も、実活動においては検討する必要がある。

防災ボランティアセンター、基本の3つのセクション

	総 務	登 録	活 動
①総務関係	総合調整係、情報収集係、広報記録係、企画・開発係、渉外係、運営係		
②登録関係	受付係、保険係		
③活動関係	派遣調整係、指導係、案内係、資材係		

各係はおおむね3つのセクションに分かれることから、防災ボランティアセンターの立ち上げ期においては、防災ボランティアリーダーまたは地区リーダーを含め、3名の人員により構成することも可能である。

7 業務内容

(1) 都道府県支部レベル防災ボランティアセンター

- ①支部災対本部、各種奉仕団及び赤十字以外の団体との連絡調整に関すること。
- ②地域ないしは現地レベル防災ボランティアセンターが複数設置された場合の連絡調整に関すること。

- ③災害及び被災状況の情報収集及びボランティアへの伝達に関するこ
と。
 - ④被災者及び支部災対本部、地域レベル防災ボランティアセンター、他
団体防災ボランティアセンター等の救援活動全般に関わるニーズの収
集に関すること。
 - ⑤防災ボランティアの受付、防災ボランティア保険に関すること。
 - ⑥新たに受け入れた防災ボランティアへの簡単なオリエンテーションの
実施に関すること。
 - ⑦防災ボランティア活動の計画立案に関すること。
 - ⑧防災ボランティア活動の記録及び広報に関すること。
 - ⑨防災ボランティアセンター要員の維持、管理に関すること。
 - ⑩防災ボランティアセンターの運営に必要な資器材の調達に関するこ
と。
 - ⑪その他防災ボランティアセンターの運営に当たり、必要と認められる
事項。
- (2) 地域レベル防災ボランティアセンター
- ①現地災対本部、市区町村災対本部、都道府県支部レベル防災ボラン
ティアセンター及び赤十字以外の団体が設置した防災ボランティアセン
ターとの連絡調整に関すること。
 - ②災害及び被災状況の情報収集及びボランティアへの伝達に関するこ
と。
 - ③被災者及び支部現地災対本部、市区町村災対本部、現地レベル防災ボ
ランティアセンター、他団体防災ボランティアセンター等の救援活動
全般に関わるニーズの収集に関すること。
 - ④掌握する防災ボランティア活動の選別に関すること。
 - ⑤防災ボランティアの受付、防災ボランティア保険に関すること。
 - ⑥防災ボランティアのグループ編成及び派遣先の選定に関すること。
 - ⑦新たに受け入れた防災ボランティアへの簡単なオリエンテーションの
実施に関すること。
 - ⑧被災者ニーズに基づく防災ボランティア活動の知識伝達等に関するこ
と。
 - ⑨防災ボランティア活動の企画・開発に関すること。
 - ⑩防災ボランティア活動の記録に関すること。
 - ⑪防災ボランティアセンター要員の維持、管理に関すること。
 - ⑫防災ボランティアセンターの運営に必要な資器材の調達に関するこ
と。
 - ⑬その他防災ボランティアセンターの運営に当り、必要と認められる事
項。
- (3) 現地レベル防災ボランティアセンター
- ①地域レベル防災ボランティアセンターとの連絡調整に関すること。
 - ②他のボランティア団体との連絡調整に関すること。
 - ③災害及び被災状況の情報収集及びボランティアへの伝達に関するこ
と。

- ④被災者ニーズの収集に関すること。
- ⑤掌握する防災ボランティア活動の選別に関すること。
- ⑥防災ボランティアの受付に関すること。
- ⑦防災ボランティアのグループ編成及び派遣先の選定に関すること。
- ⑧被災者ニーズに基づく防災ボランティア活動の知識伝達等に関すること。
- ⑨防災ボランティア活動の企画・開発に関すること。
- ⑩防災ボランティア活動の記録に関すること。
- ⑪防災ボランティアセンター要員の維持、管理に関すること。
- ⑫防災ボランティアセンターの運営に必要な資器材の調達に関すること。
- ⑬その他防災ボランティアセンターの運営に当たり、必要と認められる事項。

8 活動の終了

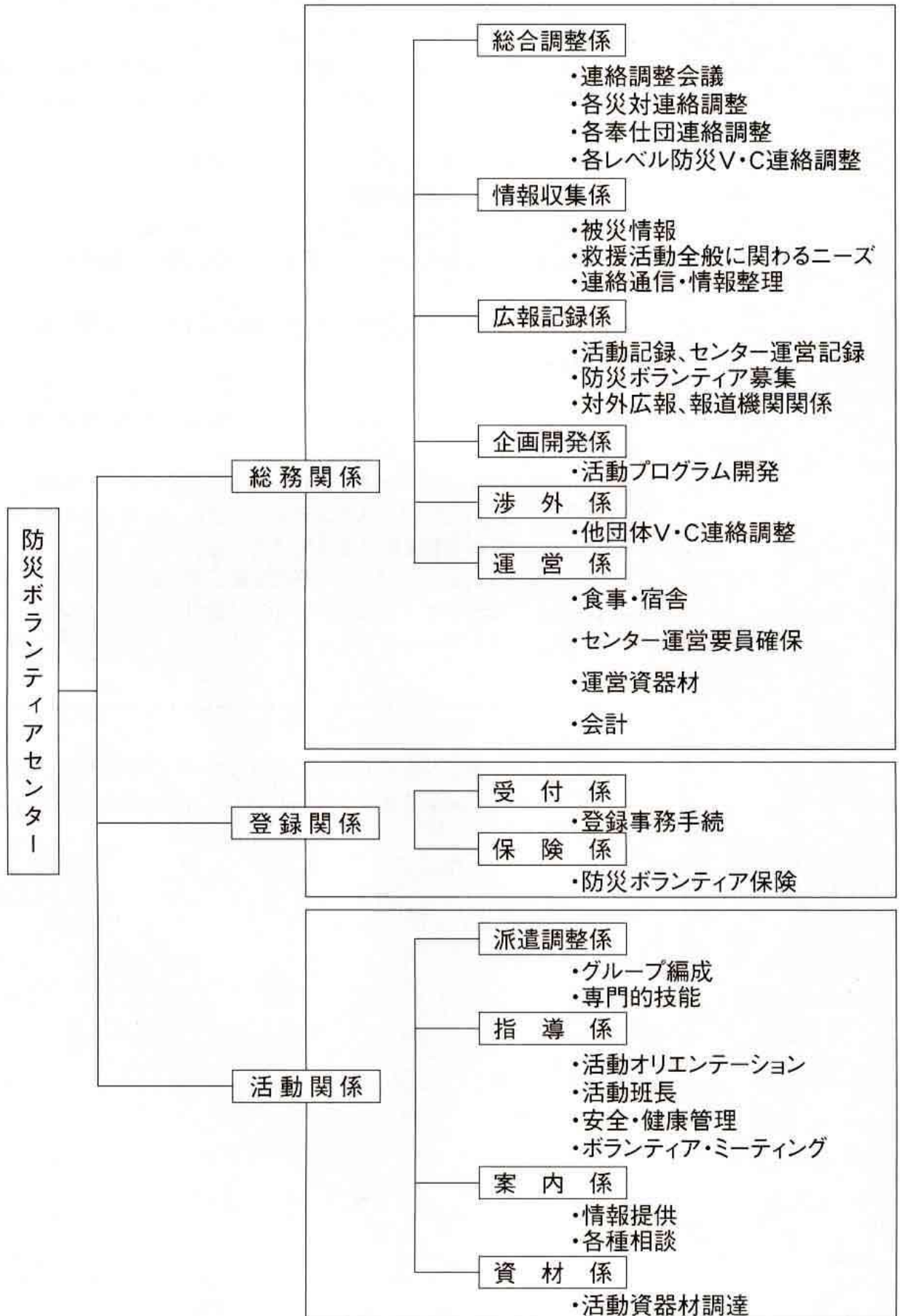
被災者の緊急的なニーズが満たされ、自立の見通しがある程度たった段階では、被災地内の恒常的なボランティア活動に引き継ぐものとし、ボランティアセンターの運営を終了するものとする。

ただし、ボランティアセンターの運営を終了するに当たっては、事前に各災対本部、各種赤十字奉仕団や他団体の設置した防災ボランティアセンターと十分な協議を行うものとする。

9 運営のための具体的方針

防災ボランティアセンターの運営に当たっては、災害の規模、被災者ニーズ、発災後の経過時間等を十分考慮のうえ、適切な運営の遂行に当たるものとする。

赤十字防災ボランティアセンター運営図



阪神・淡路大震災における神戸YMCAの事例

